

# 大学連携アドバイザー利用費補助金応募の手引き

## ■大学連携アドバイザー利用費補助金とは

この補助金は、岡崎市に登録済の市民活動団体が大学懇話会を構成する市内大学（愛知学泉大学・愛知学泉短期大学、愛知産業大学・愛知産業大学短期大学、岡崎女子大学・岡崎女子短期大学、人間環境大学）に在籍する所属の教授等に、その専門知識を活用した助言・指導または講演をしてもらう場合に、予算の範囲内において、その謝礼の一部を対象に交付するものです。

### 1 補助金の対象者

岡崎市市民協働推進条例の規定により登録を受けた市民活動団体

### 2 対象となる活動

次に定める活動に伴う、大学懇話会を構成する市内大学に在籍する所属の教授等の助言・指導、講演

- (1) 不特定多数のもの利益の増進に寄与する活動又は良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動。
- (2) 営利活動、宗教活動、政治活動、公序良俗に反する活動でないこと

《活動分野》

- ①保健、医療、福祉 ②社会教育 ③まちづくり ④文化・芸術・スポーツ ⑤環境保全 ⑥災害救助 ⑦地域安全 ⑧人権・平和 ⑨国際協力 ⑩男女共同参画社会 ⑪子どもの健全育成 ⑫NPO活動支援 ⑬情報化社会 ⑭科学技術 ⑮経済活性化 ⑯職業能力・雇用 ⑰消費者保護 ⑱観光 ⑲農山漁村・中山間地域 ⑳条例で定める活動 など

### 3 大学懇話会とは

市内大学（愛知学泉大学・愛知学泉短期大学、愛知産業大学・愛知産業大学短期大学、岡崎女子大学・岡崎女子短期大学、人間環境大学）で組織された会です。

### 4 補助対象経費および補助率

- (1) 補助対象経費は、助言等をする教授等に対する謝礼です。
- (2) 国、県、地方公共団体、民間団体等から他の制度による補助金の交付を受けている事業については、補助の対象外とします。

補助対象経費	補助限度額	補助回数
助言等をする教授等に対する謝礼	助言・指導の場合 1回につき謝礼の2分の1の額、又は、3,600円のうち、いずれか低い額とする。	年4回まで及び一団体2年を限度とする。
	講演の場合 1回につき謝礼の2分の1の額、又は、次の額のうち、いずれか低い額とする。 大学教授 11,350円 大学准教授 8,600円 大学講師等 6,750円	年1回まで及び一団体2年を限度とする。

※上記の組み合わせにより行う場合は、一団体2年を限度とし、助言・指導の回数は通算2回までとする。

## 5 手続き方法及び申請書類

- ① この制度を利用することが決まったら、岡崎市文化活動推進課（TEL0564-23-3110）へアドバイザー派遣の相談をします。
- ② 岡崎大学懇話会研究者リスト”（文化活動推進課窓口または岡崎市ホームページに掲載）をご覧になるか、大学懇話会ホームページの“研究者データベース”で検索し、依頼を希望する講師を選定します。
- ③ 希望の講師が決まったら、岡崎大学懇話会（TEL0564-53-6190、FAX0564-53-0101）へ連絡します。その後、大学懇話会が大学と連絡を取り、市民活動団体へ詳細を連絡をしてくれます。団体は大学懇話会の指示に従って講座開催時期、内容等を協議し、講師派遣の依頼を進めてください。
- ④ 開催の詳細が決定したら、事業の着手30日前までに、次の各号の書類を文化活動推進課に提出してください。
  - (1) 市費補助金等交付申請書
  - (2) 大学連携アドバイザー利用計画書（助言の目的、教授等の氏名、助言等の内容、謝礼の予定金額等を記載します。）
  - (3) 会則
  - (4) 講演会講師の場合は、当該講演会に関する資料

## 6 補助の決定

申請書を審査し、適正と認める場合は代表者に決定を通知します。

## 7 実績報告書の提出

補助金の交付決定を受けた団体は、事業完了の日後30日以内に次の各号の書類を提出して下さい。

- (1) 市費補助事業等実績報告書
- (2) 事業報告書
- (3) 収支報告書
- (4) 写真、支払いの記録書類（教授等の印のある領収書。振込通知の写し等）

## 8 補助金の交付

実績報告書の提出後、審査を経て補助金の額を確定します。額が確定すると、申請団体の請求を受け補助金を交付します。

## 9 応募・問い合わせ先

岡崎市文化芸術部文化活動推進課（図書館交流プラザ内）

〒444-0059 岡崎市康生通西4丁目71番地

TEL 0564-23-3110 FAX 0564-23-3165

E-mail [katsudo@city.okazaki.lg.jp](mailto:katsudo@city.okazaki.lg.jp)

